

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉活動基金運営要項

〔目 的〕

第1条 この要項は、「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会福祉活動基金設置要項」第4条の規定に基づき、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下「本会」という。)福祉活動基金(以下「基金」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

〔基金の運用・助成〕

第2条 基金の運用益を活用し、市内における福祉活動の振興を図ることを目的として、本会等の行う福祉活動振興事業に充てるとともに、ボランティアグループの活動に対し、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会福祉活動基金設置要項(以下「設置要項」という)第5条の各種事業を対象として必要な資金の助成を行う。

〔助成申請者の資格〕

第3条 申請者は、次のとおりとする。

- (1) 本会、但し設置要項第5条の各種事業を行う場合
- (2) 本会に登録又は所属している団体及びグループ
- (3) その他、本会会長が助成を行うことが必要と認めた団体及びグループ

〔助成基準額〕

第4条 基金による助成額は、別に定めるものとする。

〔助成の申請〕

第5条 基金による助成の交付を受けようとするものは、別に定める申請書により本会会長に提出しなければならない。

〔助成の決定〕

第6条 前条による申請書の提出があった場合、本会会長は、毎年度、予算の範囲内で、「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会福祉活動基金管理運営委員会」(以下「管理運営委員会」という。)の議を経て、助成団体およびグループ、並びに助成額を決定する。

2 助成が決定した時は、別に定める様式により、決定通知書を申請者に交付する。

〔助成金の交付〕

第7条 助成金は、決定通知書交付後1ヵ月以内に所定の方法により本会会長より申請者に交付する。

〔管理運営委員会〕

第8条 基金の円滑な運営を図り、基金造成、運用益の配分などについて審議するため、「管理運営委員会」を設置する。

2 「管理運営委員会」に関する規程は別に定める。

〔事務費〕

第9条 基金に関する事務処理に要する経費については、次の範囲で基金より生ずる運用益の一部を充てることが出来る。

「基金より生ずる運用益が500万円以内の場合はその10%の範囲で、また500万円を超える場合はその超えた部分の3%の額を加えた範囲の額とする」

〔定めなき事項の処理〕

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は本会会長が定める。

〔付 則〕

この要項は、平成 元年4月1日より施行する。

この要項は、平成 17年8月1日より施行する。